

2/16(火)～3/12(金)「確定申告サポート室」を開設



金融・税務相談課
寺坂 佑介

商工会議所活用術

The Chamber of Commerce and Industry Utilization



所得税・消費税の決算申告相談ができます

令和2年分の決算と所得税・消費税の確定申告におけるサポート室の開設と改正点についてのご案内です。

◆開設期間◆ ※いずれの期間も土・日・祝日を除く

- ① 2月16日(火)～26日(金) 13:00～16:00
- ② 3月1日(月)～12日(金) 9:00～11:30
13:00～16:00

◆会場◆

福井商工会議所ビル 会議室ほか

◆料金表◆

	確認	一部作成	全部作成
所得税申告	2,000円	3,000円	6,000円
消費税申告(本則)	2,000円	4,000円	6,000円
消費税申告(簡易)	2,000円	3,000円	4,000円

◆R2年改正点◆

- ①基礎控除額が10万円引き上げ
- ②青色申告特別控除が10万円・55万円・65万円の3段階に
- ③e-tax及び電子帳簿保存を行うと引続き65万円の青色申告特別控除が受けられます
- ④配偶者控除などの所得要件が緩和
- ⑤給与所得控除が10万円引き下げ

◆必要書類◆

- ① R2年分の決算書・申告書類一式
- ② R2年分の各種必要帳簿一式
- ③ R2年分の給与源泉徴収簿
- ④ R元年分の決算書・申告書の控え
- ⑤ 国民年金・国民年金基金・小規模企業共済・生命保険・地震保険・寄付金の控除証明書等

⑥申告するご本人のマイナンバーカードの写し(表・裏) または通知カードと運転免許証などの写し

※扶養親族がいる場合は、親族のマイナンバーが分かるもの

⑦税務署発行の「確定申告のお知らせ」ハガキ

⑧認印

※H30年に売上が1,000万円超の方は消費税申告が必要です

<注意>必要書類の⑤は原本の添付が必要です必ずご持参ください。
昨年度、「確定申告サポート室」にて申告された方は、税務署より決算書・申告書類は郵送されません。